

市報 まえばし

434号

発行・前橋市役所/編集・総務部秘書課/毎月1日・15日/昭和35年7月14日第3種郵便物認可(1部4円)

おもな記事

第一面 全国高校総体終る「水泳競技」/国保「保険証」を切り替えます/市営住宅建設中

第二面 新公園名称を「ハカリの検査」/大地震のときの心得/九月のしおり

第三面 ガン征圧自衛/胃腸病集団検診/血圧測定検診/相談室

第四面 お知らせコーナー/市職員採用試験/あたたかいころ/伝説とその付近

市民プールの競泳種目で 日本新4、高校新15

全国高校総体終わる

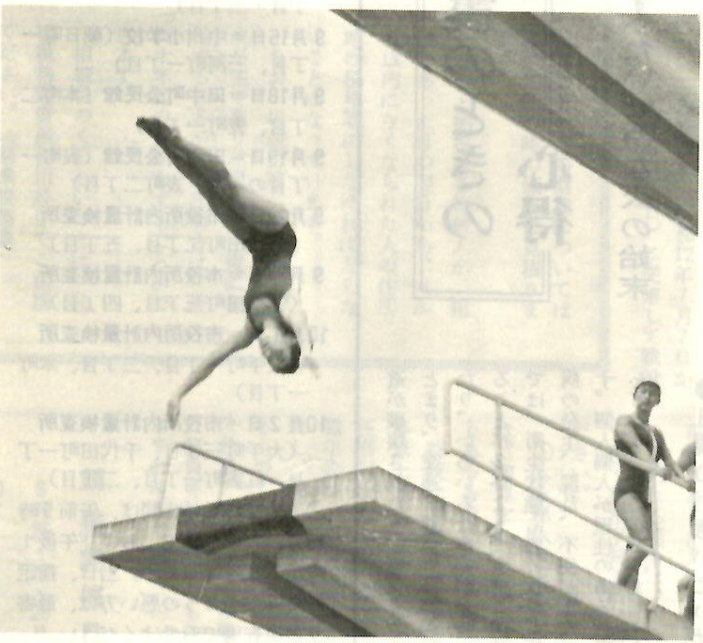
全国高校総体の最後を飾る水泳競技は、本市・市民プールでの競泳・飛び込み、県営プールでの水球と、十九日全日程を終了しました。とくに市民プールでは、日本新4、高校新15、大会新28(うちタイ記録3)と連日好記録が続出、選手たちの力泳に観客の惜しみない拍手が湧いていました。

水球に出場の前橋チームを除いて、群馬県勢が競泳に一人も参加できなかったのは一抹の淋しさを感じさせましたが、全国からの出場選手や監督の間でも「美しい大会」「良いプール」と評判もよく、市民あげての親切と歓迎に感謝しながら「サヨナラ前橋」と、プールサイドを去って行く選手たちの顔に、力いっぱいたたかった充足感があふれていました。



市民プールに 若い水しぶき

日ごろの練習の成果をみせてみごと入賞、表彰台に立つ選手たちの晴れやかな笑顔に、観覧席から拍手が湧く。表彰式は各種目ごとに行なわれ、市長・議長・教育長などから金・銀・銅メダルが、高校新記録には特別賞状が渡されました。写真は400メートル個人メドレーで優勝した尾道高校の本多選手等の表彰式。(写真右) 県営プールでの水球には、地元前橋高チームが出場、慶応高と熱戦を展開したが惜しくも敗れる。(写真左上) 市民プールで行なわれた女子高飛び込みの妙技。(写真左下)



国民健康保険の

「保険証」を

切り替えます

9月20日～30日

いま、みなさんのお手もとにある国民健康保険の「被保険者証」は、九月三十日で無効となり、十月一日からは、水色の新しい「被保険者証」を使っていたり、九月三十日まで有効の被保険者証では、十月一日以降、お医者さんにかかることができなくなりますのでご注意ください。

切り替え期間

九月二十日から三十日まで

切り替えのしかた

新しい被保険者証は、九月二十日ごろから行政自治委員さんを通じて、みなさんのお手もとに配付します。いまご使用の「みかん色」の保険証と引き替えに配付いたしますから、あらかじめ用意しておいてください。

なお、切り替え期間中(九月二十日～三十日)にお医者さんにかかる場合は、新・旧の「被保険者証」どちらでも使用できます。

〇：くわしいことの間い合わせは市役所保健課給付係(電話24局一―一―内線三七七)へ。

市営住宅の建設

昭和44年度 広瀬団地に一五二戸を

ことしの市営住宅の建設は、七月二十八日入札を行ない、工事に着手いたしました。建設場所は後閑町広瀬団地、建設戸数は百五十二戸です。住宅の規格、家賃、入居申し込み資格など、くわしい「入居者公募案内」は追って本紙に掲載します。(建設部建築課)

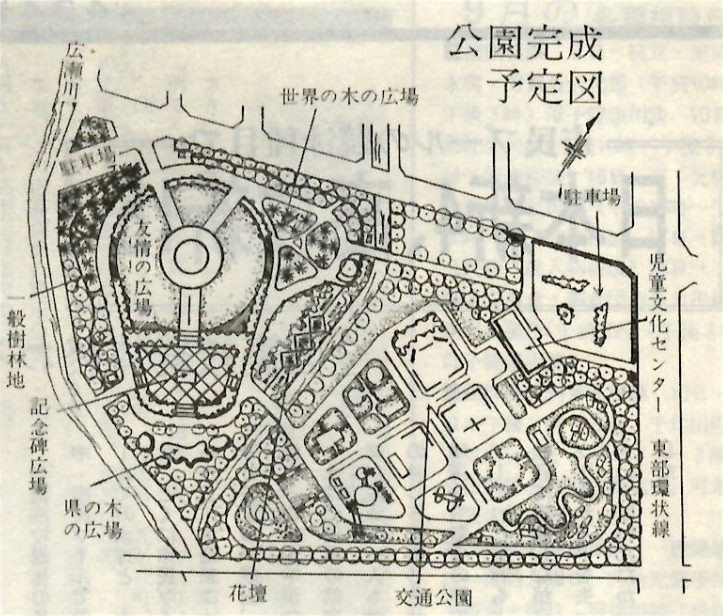
新公園の名称

前橋こども公園

子どもの夢がいっぱいの施設に



十月の開園をめざして工事中の公園と児童文化センター



西片貝町東部バイパスわきに建設中の「新しい公園」は、ことし十月に完成、開園される予定ですが、この公園の名称が決まりました。この公園は、総面積三・六四ヘクタール(約一万一千八百坪)の大きさ、東側の約二ヘクタールは、子どもたちの夢をはぐくむ、「交通公園」。本物そっくりの信号機やゴーカート道路もあり、遊びながら交通規則や交通道徳を学ぶしくみになっています。また、この交通公園に併設してつくられる「児童文化センター」は、プラネタリウムや資料室など、宇宙科学時代にふさわしい子どもたちの学習と知識に役立つ施設がつけられます。

西側の約一・六四ヘクタールは、樹木と広場を中心の「園地」で、ここには市民のみなさんの憩いの場として世界各国の樹木や、国内各県の木の広場もつくられます。

名称募集・発表

七月十五日づけ本紙で募集しました新しい「公園名」は、応募総数三百五十通に達し、八月二十一日市役所において審査の結果「前橋こども公園」と決まりました。惜しくも入選作の該当はありませんでしたが、準入選の「こどもの国」を生かして決めたもので、市では、次のかたがたに記念品をお贈りいたします。

□準入選二名 子どもの国 長葉敬子(岩手町四丁目二四一六) 子供の国(こどもの国) 八木節子(紅雲町二丁目二一一二)

□残念賞十名
あほろ公園・アボロ公園 小野沢貴吾(西片貝町四三九) 中沢実(本町三丁目一三七) 鈴木幸子(下小出町二八) 鎌塚清子(三俣町四九) 岡庭正一(上細井町八五) 中里千恵子(三俣町五〇一) 田代浪子(上大島町四七三) 赤城野公園 入沢晃(城東町一丁目九一二) 三山公園 鈴木康友(紅雲町二丁目一一一四) 片貝公園 鈴木善秋(上小出町七三三)

たいせつなハカリの検査

(旧市域)

旧市域を対象とした「計量器定期検査」を次のとおり行ないます。計量器を使っている事業者の方は必ず検査を受けてください。

①商工業を営む方が使っているハカリ。②病院・薬局・学校などで使われる調剤用のハカリや、身体検査用のハカリなど。

□検査日＝8月26日第五中学校外10か所はすでに実施済みです。

9月10日＝城東小学校(日吉町一・二・三丁目、城東町五丁目)

9月11日＝城東小学校(城東町三丁目・四丁目)

9月12日＝中川小学校(朝日町二丁目・三丁目)

9月16日＝中川小学校(朝日町一丁目、三河町一丁目)

9月18日＝田中町公民館(本町二丁目、表町一丁目)

9月19日＝田中町公民館(表町一丁目一部、表町二丁目)

9月22日＝市役所内計量検査所(千代田町二丁目、五丁目)

9月24日＝市役所内計量検査所(千代田町三丁目、四丁目)

10月1日＝市役所内計量検査所(大手町一丁目、二丁目、本町一丁目)

10月2日＝市役所内計量検査所(大手町三丁目、千代田町一丁目、紅雲町一丁目、二丁目)

○検査の受付時間は、午前9時30分から正午まで、および午後1時から3時までです。当日、指定の会場でつごうの悪い方は、最寄りの検査場でお受けください。



大地震のときの心得

まず、たいせつな火の始末

○：大正十二年九月一日、東京地方を襲った「関東大地震」は、悲惨な事例として、あまりにも有名です。わが国は、地震の多い国であり、ここに生活している以上不意に地震に見舞われるかも知れません。

○：そこで、この九月一日を「防災の日」として、災害に対する心がまえなどについて反省すべき日として定めています。

地震のときの心得

○：ところで、大きな地震などのときは、どんな心得が必要でしょうか。家族みんなが集ったときなど、話し合い確認することもたいせつです。

①大地震のときは、まず、じょうぶな家具などに身を寄せること。じょうぶな家具に身を寄せ、その後の進退を考えましょう。あわてて戸外に出すことは、かえって危険な場合があります。

②あわてて戸外へとび出さない。屋根瓦や窓ガラスの破片など、頭を落ちることが多いので、あわてて戸外に出ることは危険です。逃げる場合は、フトンなどをかぶって出ましょう。

③狭い路地、塀のわき、ガケふ

日頃の用意がたいせつ

土砂が流下した記録があります。いざというときは、斜面に逃げまじり、また、低地では、地すべりなどで川がせきとめられ、浸水することもありますから注意しましょう。

● 確実な情報に従い、余震をあまり恐れないこと

大地震のときは、人を不安にするようなデマがとまることがあります。余震は、本震より規模が小さいのが原則です。やたらに恐れないうちにしましょう。

また、大地震のときは、上下水

防火管理講習会

9月18・19日水道ホール

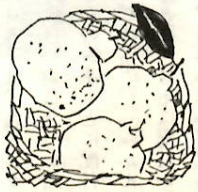
市消防本部では、九月十八日十九日の二日間(時間は両日とも午前九時から午後四時まで)「防火管理講習会」をひらきます。

講習科目は八課目(十二時間)で、消防関係法令・防火管理者の責務・火災の傾向・火災予防の自主検査要領など、受講対象は①一般住宅以外のすべての事業場で取組むべき五十人以上の事業場で、防火管理者を定めていないところ②前号の事業場で防火管理者が未資格であるところ

市消防本部では、九月十八日十九日の二日間(時間は両日とも午前九時から午後四時まで)「防火管理講習会」をひらきます。

講習科目は八課目(十二時間)で、消防関係法令・防火管理者の責務・火災の傾向・火災予防の自主検査要領など、受講対象は①一般住宅以外のすべての事業場で取組むべき五十人以上の事業場で、防火管理者を定めていないところ②前号の事業場で防火管理者が未資格であるところ

9月のしおり



暑い暑いとふたこと目には口ぐせになってきた暑さも、九月の声を聞くと、朝夕はめっきり涼しくなりました。日足が短くなり、もう日暮れか。と、秋の気配を感じさせます。いわゆる新涼を迎え、残暑の照り返しも空気中の湿度が少なくなると、べたついた皮膚もさらさらしてきて、快適な「日本の秋」がはじまります。

台風

そんなさわやかな初秋も、十日前後からいわゆる秋の長雨がやってくる、ちょうど梅雨どきのようなど、じめじめしたうすら寒い日さへあります。一方、いちはん心配なのは台風です。例年、大型の台風が襲われるのは九月です。まず、一日は二百十日に当たり、古くからこの日に台風が襲来し、ちやう

ど開花したばかりの稲に大きな被害をうけるといわれています。十一月は、二百二十日。この日を中心に、台風がやってくる可能性は毎年強いようです。

行事

九月にはいろいろな行事があります。まず「がん征圧月間」「精神薄弱者愛護月間」「麻薬撲滅運動」「愛の血液助け合い運動」など、いずれも一日から三十日まで。また十四日から「結核予防週間」です。また、九月は「食欲の秋」です。とかく食べすぎて胃腸をこわしたり、下痢をおこしたりしやすいものです。健康にはご注意ください。

9・10月

ガン征圧月間

「定期検診」が

あなたを守る

ガン早期発見10か条

○：ガンで死ぬ人は、年々上昇するにつれ、わたしたちの健康と幸福に対する大きな脅威となっています。

○：群馬県でも昭和四十二年中に一千九百八十四人がガンで死亡しています。かつて「不治の病」といわれ、国民死亡率の第一位を占めていた結核が、今日ではほとんど征服されたように、人類の敵・ガンを一日も早く撲滅することは万人共通の悲願といえます。

○：そのためには、医療施設の拡充など必要なことはたくさんありますが、ガンの正しい知識の会得こそ、もっとも緊急なことのひとつです。最近の統計をみても、ガンについての無知識であったため手おくれになった人が、ひじょうに高率を示しています。とくに、ガンの初期には自覚症状がほとんどなく、気がついたときは病気がいちじるしく進行している場合が多いようです。

○：このように、ガンは恐ろしい病気ですが、しかし、ただ恐れることはありません。早期に発見し、早期に治療が行なわれれば、一〇〇％治るといわれています。

○：ガンに対する正しい知識としっかりした心がまえをもって、必ず定期的に検診し、自分の健康を判断しましょう。



ガン早期発見10か条

- 1 (すべてのガン) 原因がわからず、痛みも少ないのに、やせてきて、顔色がわるくなり、貧血してくることはないでしょうか。
2 (胃ガン) ながらく胃腸の具合がわるく、食欲がとろえたりしていませんか。
3 (子宮ガン) おりものがふえたり、血がまじったりしていませんか。不定期出血や接触出血はないでしょうか。
4 (乳ガン) 乳房のなかに、ながく消えないしこりはないでしょうか。
5 (食道ガン) ものをのみこむとき、つかえるような気がしないでしょうか。
6 (大腸ガン・直腸ガン) 便通の調子がくると、血がまじったりしていませんか。
7 (肺ガン) セキがながく続いたり、タンに血がまじったりしていませんか。
8 (喉頭ガン) 声がかすれて、ながくなおらないようなことはないでしょうか。
9 (舌ガン・皮膚ガン) 口のなかや皮膚に、なおりにくいカユキや潰瘍はないでしょうか。
10 (腎臓・膀胱・前立腺ガン) 尿の出がわるくなったり、血がまじったりしていませんか。

離婚問題

ご相談は「家裁」へ

○：みなさんのご家庭は、ご円満と思いますが、時にはご夫婦間でもめごとや心配ごとがあることもありません。

不幸にして別居や離婚の話が来たとき、あなたはどのようにおられますか。親兄弟に相談されるのは当然ですが、家庭裁判所が離婚専門の相談を行なっていることを存じですか。

○：いよいよ離婚ともなればまずお子さんの親権をどちらにきめるか、その養育料をどうするか、慰養料や財産分与をどうのくらい分けて貰うとか、むずかしい問題がいろいろとおこります。また当事者の気持について、また当事者も実際にたない離婚の原因も実際にはたくさんあり、本当は別れなくともよいご夫婦もあります。

おきたら、早めに家庭裁判所をご利用するなど円満解決を希望いたします。家庭裁判所では、毎日相談に当たっています。相談は無料で秘密は守られます。もし、調停の申し立てをされる人には、その申し立ての用紙も備えてあつて費用は申立印紙百円と呼出費用十五円切手十枚のほか、いっさいかかりません。どうぞ、ご遠慮なくご利用ください。

相続税の話

お早めに申告を

相続税は、相続または遺贈によって財産をもらった場合にか

ける税金です。これは、もらった土地や家屋などのすべての財産から、なくなられた人の借金や葬式費用等を差し引いた正味の財産価格が次の算式で計算した遺産についての基礎控除額以上である場合に、その超えた財産価格に対して課税されることになってい

ます。十五年を超えた配偶者がある場合は、その十五年を超えた年数の一年について二十万円の割合で計算した金額(最高二百万円)が遺産にかかわる配偶者控除として差し引かれます。この配偶者控除を受ける場合は、かならず申告をしなければならぬことになってい

ます。土地や建物など不動産の評価は固定資産評価額を基準として不動産の種類、地目等により一定の倍率を乗じて算出されます。また貸地については、借地権を差し引きますが、借地について借地権を評価します。不動産

以外のその他の財産については相続開始の時の価格で見積ります。申告と納税は各相続人が、相続のあった日の翌日から、六か月以内にならなければならぬ住所地の税務署にしなければならぬことになってい

ます。なお、相続財産が不動産や立木が主であり、現金で一度に納税することが困難な場合は、最高十年間の延納をすることができ

ます。相続税のくわしいことは、前橋税務署資産税相談係にご相談ください。(前橋税務署)

胃腸病の集団検診

35歳以上の人はもれなく受けましょう

- 9月19日 第六中学校(実施予定区域は総社・清里)
9月22日 元総社公民館(元総社地区)
9月24日 桂置公民館(桂置地区)
9月25日 永明公民館(永明地区)
9月25日 芳賀中学校(芳賀地区)
9月26日 前橋市母子健康センター(城南地区)
10月6日 第七中学校(上川淵・下川淵地区)

血圧測定検診

旧市域を対象に実施

- 三十歳以上の人で、検診を希望する人は、お出かけください。内容は、問診、血圧測定、保健指導などで、検診時間は、いずれの会場も午後二時から四時までです。
9月9日 栄町事務所
9月10日 27一毛公民館
9月11日 巖島神社事務所
9月12日 芳町公民館、朝日町第二公民館
9月16日 市之坪公民館
9月17日 46六公民館
9月18日 37岩神公民館
9月19日 朝日町第一公民館、萩町公民館
9月26日 国領町公民館、若宮町飯玉神社、中央小学校
9月30日 文京町八坂神社

戦没者叙勲の対象と 未発令者の最終整理の年 今次戦争(昭和12年7月7日から20年8月1日)に従事して戦没

市民の交通災害共済

加入はいつでも簡単にできます

- 会費は1人360円(おとな)・中学生以下および身障者は240円です。
■加入会員が交通事故で傷害を受けたときは、死亡50万円から、ケガ2千円まで8段階で見舞金が支給されます。
■申込場所 ご町内の自治会長さん・市役所1階市民課窓口・支所・出張所で。



競輪開催日

9月26・27・28日
10月3・4・5日

お知らせコーナー



9月の各種相談日

健康相談 8日=桂堂・南橋・永明・芳賀各公民館(午前10時~午後3時) 母子健康相談 10日=総社公民館(午前10時~午後3時) 母子健康相談 16日=東・元総社・清里各公民館(午前10時~午後3時) 母子健康相談 17日=総社公民館(成人病相談) 25日=下川瀬・中石倉・朝倉団地各公民館。駒形会議所(午前10時~午後3時) 母子健康相談。

医師会無料育児相談 10日・24日の午後2時~3時。千代田町一丁目のメディカルセンター3階前橋市医師会育児相談室で。対象は1歳未満の乳児。

保健所の健康相談 一般健康相談=毎週月曜日。乳幼児健康相談=毎週火曜日。療養相談(結核)=毎週水曜日。妊婦検診=18日午後1時~2時。母親学級=9日・16日・25日の午後1時~4時。いずれも無料です。

行政相談(役所向の方)はお出かけください。3日・10日・17日・24日(各水曜日)午前10時から午後5時まで。前三百商店4階総務室で。行政相談委員大園重之丞・藤井清が担当します。

9月のうたごえ
8日・22日午後6時30分から9時まで中央公民館。参加は自由。

企業診断を

受けましょう
市と商工会議所の共催による中小企業の無料「企業診断」を次のとおり行ないますから、希望者はお申し込みください。

実施期間=10月から12月まで。期日については、企業主と診断員が話し合ってください。一企業について一日実態診断を行ないます

診断の対象となる企業=製造業15企業

診断員=中小企業診断協会県支部診断員

申し込み=所定の申込書に最近2期分の決算書の写を添えて、市工業課または商工会議所工業課へ申し込んでください。

診断の結果は報告書により企業に直接送付し、いっさい公表しません。

市内一四四世帯を抽出
全国消費実態調査

全国の消費生活を営む世帯を無作為抽出により四万七千世帯選定し、全国消費実態調査が行なわれます。調査期間は九・十月の三か月間、市内では百四十四世帯について調査員が対象家庭へお伺いし、家計簿の記入、貯蓄、耐久消費財の所有状況などをおたずねします。この調査は、俗に「家計センサス」と呼ばれ、国民のくらしむぎの姿をさまざまな角度からつぶさにとらえるものです。法によって調査の秘密は完全に保護されます。該当家庭にあられたお宅では、ご面倒ですが、記入についてよろしくご協力ください。



あなたがい
こころ

- 現金二千円 匿名の人から。
- 現金千円 下沖町三五九の三井上三男さんから。
- 現金五百円 市内元総社町、女屋正一さんから。
- 現金五千円 三河町一丁目十二一四、岡野邦夫さんから。
- 現金五百円 匿名の人から。
- 衣類十三点 三河町一丁目十七一三〇、永井キクノさんから。
- 衣類十三点 朝倉町二丁目の一栗原弘さんから。
- 衣類十三点 住吉町二丁目十の十一、小幡完子さんから。
- 雑誌二百冊 紅雲町一丁目子ども会から。

明るく正しい選挙
宣伝ポスター入賞者

9月11~13日東電センターで展示会

さきに本紙で募集いたしました「明るく正しい選挙宣伝ポスター」は、三百五十六点という多数の応募があり、審査の結果、次のとおり入賞者がきました。

なお、この応募作品の展示会を九月十一日から十三日までの三日間、東電サービスセンターでひらきます。おさそい合わせのうえご覧ください。

ポスター入賞者

- 金賞 坂本 誓(上川瀬小) 銀賞 町田育美(東小) 今井明美(第一中) 海原英明(前工商) 銅賞 石山佳治(城南小) 小久保道子(東小) 五十嵐節子(第一中) 黒沢尚忠(群馬学院) 岩田日出彦(前商高) 本山和成(前商高) 佳作 大塚千織(桃井小) 中村正(城南小) 中沢陸士(東小) 岩丸美砂子(第一中) 永井千久(第一中) 堀越富士夫(第五中) 青木博(前商高) 富沢保夫(前商高) 太田正晴(前商高)

農業共済事業
運営協議会

会長に吉沢宗一さん

八月十四日、新しい委員による市農業共済事業運営協議会がひらかれ、会長および会長職務代理者が決まりました。

会長 吉沢宗一(池端町三八)

一 中 永井千久(第一中) 堀越富士夫(第五中) 青木博(前商高) (南町二丁目三一七)

二 一 号委員(市議会議員) 関口三代八、布施川忠之助、塚田文雄、萩原弥治、鈴木康之。

二 二 号委員(農業共済加入者) 清水 淳、田村福三、都丸多満、宮内藤太郎、松田林二、金井政十郎、武藤頼雄、笠原秋雄、中里計、大塚豊次郎。

三 三 号委員(学識経験者) 鈴木義太、木暮茂治、阿久沢鶴男。

9月15日のゴミ収集
(敬老の日)

九月十五日(敬老の日)のゴミ収集は休みです。このため、当日の収集区域にあたる地域を次のとおり変更して行ないます。なお、巡回時間に多少の変更があります。所定の場所に出してください。

9月13日(土) 千代田町一・二・三・四・五丁目、日吉町一・二・三・四丁目、朝日町一・二

県では昨年九月、全国にさきが

福祉推進県への
ご意見を

9月16日までに

けて「福祉県の宣言を行ないました。この「福祉群馬推進」のための建設的なご意見を一般のみなさんから募集しています。ふるってご応募ください。

①ご意見の内容は「社会福祉または保健福祉に関するもの。②原稿の長さは一文字以内。③投稿締め切りは九月十六日までに前橋市大手町一丁目一十一 群馬県衛生民生部・福祉群馬推進懇談会事務局へ。④投稿者の住所、氏名、年齢職業を明記してください。⑤原稿は返戻しません。場合により懇談会に出席のうえ、ご意見をお聞きすることがあります。

災害にそなえて
傷害保険の特約を

郵便局の簡易保険

交通事故や思わぬ災難などで死亡したり、傷ついたりしている人が多いことから、郵便局の簡易保険では、「傷害特約」を九月一日から取り扱うことになりました。

この傷害特約は、簡易保険の全部の種類に、セットしてありますので、手軽に加入いただけます。

傷害特約についての保険金と保険期間は、もとになる保険と同じで、掛金は年齢・職業に関係なく、保険金百万円につき月額二百円となっております。

事故で死亡したり、身体障害になつたり、治療のため入院したときなどに支払われます。

危険がいっぱいの現代のそなえとして「傷害特約付簡易保険」をおすすめいたします。

(前橋郵便局)

市職員採用試験

申込期間 9月20日まで

四十四年度市職員採用初級試験・機械(専門的知識、能力、技術を次のとおり行ないます。ご希望等については筆記試験を行ないません。)

職種および採用予定人員

①事務A(一般行政事務を補助する職務で、おおむね男子職員に適用する認められる職務) 15名

②事務B(一般行政事務を補助する職務で、おおむね女子職員に適用する認められる職務) 5名

③建築・土木・電気・機械(技術的業務を補助する職務)

④若手名

⑤受験資格 ①学歴 高校卒業程度の学力を有する者。②年齢 昭和二十一年四月二日から二十七年四月一日までに生まれた人。③居住地 前橋市内に在住者。ただし、建築・土木・電気・機械については本市に通勤可能な地域内の居住者も含みます。

⑥試験の方法と日程

第一次試験 九月二十八日午前九時

⑦教養試験(試験区分に関係なく共通の試験問題により初級公務員として必要な教養、知識および知能について、高校卒業程度で択一式により行ないます)

⑧専門試験 土木・建築・電気

①申込用紙請求先 市役所人事課(大手町二丁目一) ただし郵便で請求する場合は封筒の表に「職員採用初級試験申込用紙請求」と朱書きし、十五円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封のうえ請求してください。

②申込手続き 申込用紙に必要事項を記入し、写真添付のうえ、人事課へ提出のこと。ただし、郵送による受付はいたしません。

③受付期間 九月二十日まで。

伝説とその付近

公田の尼が橋



九月といえば台風、そして大洪水、橋が流れる、こんなことで、たいへん不便をした人も多いことでしょう。

公田町の「尼が橋」と呼ばれる橋がありました。昔利根川にかけられた橋で、あるとき、ひとりの尼さんが奉加を集めつづけたものだといわれています。

この橋がかげられたことにより、土地の人々はたいへん便利になったといわれています。

そこで今回は、この尼が橋をたずね、近くの高岸紳作さんにいろいろお伺いしてみました。

六供町の十字路を南に下り、南部土地改良で新しく出来た欄干(ぬでじま)用水路を渡り、橋島町を通り抜け、公田町に入ると、つつきと字名を尼が橋といっています。

高岸さんは「いま建設会社の倉庫前の川に赤い石の橋がありすが、これが尼が橋ですよ」と教えてくれました。

橋島から利根川に手を通すこの道は、昔の前橋道で、道の西側に一・五メートルほどの川が流れています。

「この川の名は、往還川(おおかんがわ)」といっています。わたしの家から二軒ほど前の家のところから利根川に流れ込んでいます。おかしなこと、道から利根川までは「車川」といっています。二十年ほど前、この川と利根川の落差が大きいのので、発電したことがありました。が、まあ試験的といえることまで終わってしまいました。ここに水車があったので車川といったのでしようか、しかし、それ以前から車川といっていたようです。わたしたちの子どもの時代は、この川でよく泳いだものです。」と話してくれました。

そういえば、公田の町はなにか宿場的な感じがなくてもなく前橋道が往来するといふ意味から往還川となったようです。この川の水を利用するため、ところどころ屋敷から川に石段が見受けられ、いまこで農具を洗っています。また大きな石どうらうもいくつかあります。

さらに車川といえは、利根川がまだ前橋市を流れていたころ、西にも小さな川が流れていました。車川といつたようです。から、なにか関係があるようにも思われます。

そこで尼僧がかけた尼が橋は利根川ではなく、車川にかけた道ではないでしょうか。現在の車川は、あまり水量はなく、一条の小川として利根川の流れの中に吸い込まれています。

こうして探求する尼が橋は、ついに見当たりませんでした。公田といえは、なつかしい「渡り」が思い出されます。やがてここに新しく昭和の大橋がかかれ、道は、七中前からの公田町まで抜けました。不動堂内の大杉は切られ、新しい環境の中に、北朝年号の刻まれた「魔電動寺宝塔」(市の文化財)が、対照的にその威容を見せているのも時代の移り変わりを知らすすでもありません。

写真はなつかしい公田の渡り